



リフォーム応援事業

第1期募集 【募集枠8,000万円分】		第2期募集 【募集枠4,000万円分】	
事前申請	令和7年5月7日(水) ～5月23日(金) ※事前はオンライン申請も可	事前申請	令和7年7月22日(火) ～8月7日(木) ※事前はオンライン申請も可
抽選	5月27日(火)(予定)	抽選	8月13日(水)(予定)
本申請	6月2日(月)～7月11日(金)	本申請	8月18日(月)～9月24日(水)
実績報告	令和7年11月21日(金)まで	実績報告	令和8年2月13日(金)まで

●工事着工前に申請してください！ ●募集枠を超えた場合は抽選となります！

補助対象住宅

松山市内にある自らが所有し、下記のどちらかを満たす住宅
●昭和56年6月1日以降に着工され、築10年以上経過した住宅
●昭和56年5月31日以前に着工だが、耐震性を証明できる住宅

補助対象工事

合計50万円(税抜)以上のリフォーム工事
(外部工事、内部工事、増築工事等)



補助金額

補助対象工事費の10%(上限20万円)
※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

加算・優先

条件に該当する場合、それぞれ30万円を加算し、抽選なしで補助金の交付申請を行うことができます。

●空き家バンク加算

空き家バンク登録住宅を購入又は購入予定で、当該住宅のリフォーム工事を行う方

●省エネ化加算

建築物省エネ法の省エネ基準に適合する工事で、実績報告時にBELS評価書の写しが提出できる方



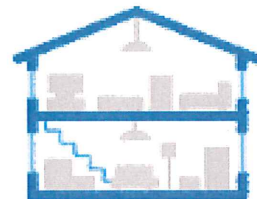
裏面もご覧ください

補助対象者

- 松山市内にあるリフォーム工事を行う住宅を登記名義人として所有し、居住している方又は実績報告時までには居住する方。

※以下の方は対象になりません

- 令和2年度以降に「松山市わが家のリフォーム応援事業」の補助を受けた方（同一住宅で共有名義人が同年以降に補助金を受けた場合も対象外）
- 市税を滞納している方
- 暴力団員



施工業者

- 松山市内に所在地を有する個人事業者又は営業所等を有するリフォーム事業者

申し込み

- 窓口受付時間:平日8:30~17:00まで(土・日・祝日を除く)
- 各申請書は、住宅課・各支所・各市民サービスセンターにあります。また松山市のホームページからダウンロードできます。
- 各申請期間内に、下記住宅課の窓口へ書類をお持ちください。郵送、各支所への提出等は不可。
※事前申請のみ、オンライン申請可(見積書・税抜きの添付必要) 事前申請期間 最終日 17:00まで
※えひめ電子申請システム(松山市 リフォーム)で検索
- 工事内容が分かる方であれば、代理人が申請することもできます。(委任状必要)

注意事項

【補助対象住宅について】

- 未登記の住宅は対象外です。
- 分譲マンションは、申請者の専有部分のみが対象です。
- 店舗や事務所を併用した住宅は、1/2以上を居住に使用し、建物内部で行き来できるものが対象です。

【補助対象工事について】

- 住宅課から「補助金交付決定通知書」が届く前に、工事請負契約・着工した工事は対象外です。
- 同じ施工箇所で行う他の補助金制度・事業との併用はできません。
- 外構工事(門扉、塀、カーポート等)は対象外です。



わが家のリフォーム応援事業を利用する皆さんへ



本事業利用者のための優遇金利を設けたリフォームローンを伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・松山市農業協同組合・えひめ中央農業協同組合で利用できます。ご利用の際は、各金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

松山市 開発建築部 住宅課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館7階



TEL:(089)948-6349

E-mail:juutaku@city.matsuyama.ehime.jp

専用ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/wagaya.html>